

ときわミュージアム喫茶室・売店運営事業者募集要項

1 目的

この要項は、ときわミュージアム内にロケーションを活かした喫茶室や、お土産等を扱う売店を開業することにより、来園者の満足度の向上やリピーターの確保につなげていくため、その運営事業者を募集するものである。

2 募集概要

(1) 施設名

- ・ ときわミュージアム喫茶室
- ・ ときわミュージアム売店

※ 別紙位置図及び平面図参照

(2) 公募内容

別紙仕様書のとおり。ただし、運営事業者の企画提案内容に応じて協議の上、その内容を変更できるものとする。

(3) 使用期間

使用許可日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

次年度以降も引き続き使用許可を受けたい場合は、許可期間満了の日の 30 日前までに申請願います。

(4) 令和 6 年度使用料

喫茶室 月額 42,570 円(消費税及び地方消費税含む)

売店 月額 19,855 円(消費税及び地方消費税含む)

3 参加資格

本事業に参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 第 30 回UBEビエンナーレの開会日(令和 6 年 10 月 27 日)からの営業が可能であること。
- (2) 公募開始日から過去3か年において、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)等各種法令に基づく行政処分を受けていないこと。

- (3) 当該施設での営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。
- (4) 食中毒事故や経営者の過失による事故等の発生に対し、経営者の責任において即刻対応ができ、かつ、相応の賠償能力があること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17項の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 公募スケジュール

項目	日程	備考
募集開始	令和6年7月22日(月)	市及びときわ公園公式サイト(以下、公式サイト)で公開
現地説明会	令和6年7月26日(金)	
質問受付期限	令和6年8月2日(金)	電子メールで受付
質問回答公表	令和6年8月6日(火)	公式サイトで回答
参加表明書提出	令和6年8月12日(月)	持参又は電子メール
参加資格審査結果通知	令和6年8月14日(水)	電子メール
企画提案書等提出期限	令和6年8月23日(金)	持参又は郵送(必着)
審査会	令和6年8月28日(水)	

審査結果の通知	令和 6 年 8 月 30 日(金)	電子メール及び郵送
優先交渉権者との協議	令和 6 年 9 月初旬	
運営事業者の決定	令和 6 年 9 月初旬	

《現地説明会》

日 時 令和 6 年 7 月 26 日(金)14 時～15 時
 場 所 ときわミュージアム喫茶室及び売店
 申 込 前日(25 日)17 時までに、希望する施設、団体名、連絡先を電話又は電子メールで申し込みのこと

《質問の受付》

提出書類 質問書(様式第 4 号)
 提出期限 令和 6 年 8 月 2 日(金)17 時必着
 提出方法 電子メール
 回答方法 提出された質問とその回答については、公式サイトに掲載する。
 なお、質問された事業者名は公表しない。

《参加表明書の提出》

提出書類 参加表明書(様式第 1 号)及び事業者概要書(様式第 2 号)、誓約書(様式第 3 号)、市税・国税の滞納がない証明書(申請時点で発行から 1 か月以内のもの、写し可)
 提出期限 令和 6 年 8 月 12 日(月)17 時必着
 提出方法 持参又は電子メール
 ※持参の場合は火曜日を除く 8 時 30 分～17 時
 参加決定 上記書類に基づき参加資格の審査を行い、結果を通知する。

《参加辞退》

参加表明書の提出後、参加を辞退するものは、辞退届を次の方法で提出すること。
 なお、この場合は、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

提出書類 参加辞退届(様式第 5 号)
 提出期限 令和 6 年 8 月 23 日(金)17 時必着
 提出方法 電子メール

《企画提案書の提出》

提出書類 企画提案書(様式第 6 号)

別途資料がある場合は添付すること。

提出期限 令和 6 年 8 月 23 日(金)17 時必着

提出方法 郵送又は持参 ※持参の場合は火曜日を除く 8 時 30 分～17 時

提出部数 正本 1 部 副本 4 部(正本のコピー。正本がカラー印刷を含む場合は
副本もカラー印刷とすること。)

《応募についての留意事項》

- ・ 喫茶室、売店の両方を希望する場合は、それぞれ申請を必要とする。
- ・ 資料作成に要する経費及び提出にかかる費用は全て参加者の負担とする。
- ・ 本業務の審査書類に係るすべての提出物は返却しない。
- ・ 通信障害等によって電子メールの未達が生じた場合において、市はいかなる責任も負わない。(開封確認メッセージをつけて送信のこと。)
- ・ 提出先を間違えないこと。(5 担当部署参照 ※市役所本庁ではありません。)

《運営事業者の選定》

審査日 令和 6 年 8 月 28 日(水)予定 ※時間等は別途通知

審査会場 ときわ湖水ホール 第一展示室(予定)

審査方法 プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分

《審査方法及び評価基準》

運営事業者選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等により、下記評価基準に基づき審査を行い選定する。満点は 100 点とし、評価者の平均点が 60 点以上を得たものの中から最も評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。なお、応募者が 1 者であった場合、評価点の平均点が 60 点以上であれば受託候補者とする。

【評価基準表】

評価項目	評価基準	配点
1 コンセプト	事業経営のコンセプトが本市の目的に合っているか	15
2 実績	経営にあたって十分な実績を有しているか	10
3 実施体制	人員配置及び組織体制は万全か	10

4 日常管理	衛生管理をはじめとする日常管理は適切に行われるか	10
5 安全対策	不測の事態でのマニュアル及び連絡体制は適切か	10
6 商品提供	品揃え(メニュー)は目的に相応しいか	10
7 価格設定	気軽に利用できる価格となっているか	10
8 サービス向上	営業時間、クレジット決済等、利用者の利便性向上策がとられているか	10
9 アピール	話題性の創出など出店にあたって、特別に取り組むことなどがあるか	15
合計		100

《審査結果の通知》

審査結果は、企画提案書の提出のあったすべての事業者電子メールで行う。なお、審査結果についての異議申し立てがあれば別途通知する期限までに申し出ること。

5 担当部署

宇部市観光スポーツ文化部 ときわ公園企画課 世界を旅する植物館係
〒755-0025 宇部市野中三丁目 4 番 29 号
電話 0836-37-2888
e-mail tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp

6 参考情報

(1) 園内施設の営業時間

① ときわミュージアム 世界を旅する植物館

9 時 30 分～17 時 火曜日休館

② ときわ遊園地

10 時～17 時 火曜日休園

TOKIWA ファンタジア期間中は、14 時～21 時 30 分

③ ときわ動物園

9 時 30 分～17 時 火曜日休園

(2) 各施設の来園者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
植物館入館者数	36,787人	54,981人	68,862人
動物園入園者数	103,095人	109,144人	96,390人
ときわ公園入園者数	659,352人	700,460人	739,932人

(3) UBE ビエンナーレ来場者数

第27回	第28回	第29回(R4)
98,450人	102,663人	104,999人